## 担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	ぬまべ多目的スポーツパーク条例 第9条第3項ただし書
例 規 番 号	令和4年条例第20号

## 【基準】

第9条及びぬまべ多目的スポーツパーク管理運営規則第4条の規定による。 (使用料)

第9条 多目的グラウンドの使用料は、別表のとおり徴収する。

- 2 使用料は、町長の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、 この限りでない。

(使用料の還付)

設定年月日

- 第4条 条例第9条第3項ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる割合に応じて既に徴収した使用料を還付するものとする。
  - (1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できなかったとき 全額
  - (2) 使用者が使用開始前3日までに使用の取消しを申し出たとき 5割
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、ぬまべ多目的スポーツパーク多目的グラウンド使用料還付申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

標準処理期間	3日
備考	

最終変更年月日

年

月

日

令和5年4月1日